

要 望 書

北海道老人福祉施設協議会
養護老人ホーム検討委員会
軽費老人ホーム・ケアハウス合同検討委員会

令和4年1月28日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道老人福祉施設協議会

会長 瀬戸 雅嗣

養護老人ホーム検討委員会

委員長 寺井 孝典

軽費老人ホーム・ケアハウス合同検討委員会

委員長 浜田 美奈子

養護老人ホーム、軽費老人ホーム及びケアハウスに従事する職員の給与改善に向けた
措置費及び事務費の引上げについて

時下、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より、当協議会にご理解とご指導を賜り誠に有り難うございます。

全国的に高齢者人口の増加が深刻化する中、北海道内においても高齢者数は増加しているところであり、自宅での生活が困難となる高齢者や、自立した生活に不安を抱える高齢者がいる等、福祉的措置・支援を必要とする方々も増加してきております。

このような状況の中、私ども養護老人ホーム、軽費老人ホーム及びケアハウスと致しましても、生活支援を要する高齢者を受け入れ、こうした方々への支援について日々努力を重ねておりますが、近年各種運営経費が増嵩してきていることから大変厳しい事業運営を強いられております。日々の支出のコストカットについては最早やりつくした感がある中で必要な建替や修繕を行うこともできず、入所者に対する福祉サービスの質を維持することが困難な状況になってきており、職員の給与についても改善することができない状況です。

高齢者人口の増加に伴う福祉人材の確保を目的として、政府が昨年11月に取りまとめた経済対策及び令和3年度補正予算においては、医療・介護・保育職員の給与の公的価格の引き上げによる処遇改善が行われることとなり、そのうち介護職員については給与の3%程度（9,000円/月）の引き上げを行うこととされました。しかしながら、この給与の公的価格の改善の対象となる職員は「介護報酬上のサービスを行う介護職員」のみとなっており、特定施設の指定を受けていない養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスの職員は同じ高齢者福祉・介護を担う施設でありながら対象となっておりません。このことについて現場職員は、給与がもともと介護保険の対象施設に比べて低い水準にあることに加え、同じ高齢者福祉・介護を担う職員でありながら処遇改善の対象とならないことに深い失望を抱いており、事業者としても職員のモチ

バージョンの維持向上を図り、必要な人材を確保し、高齢者福祉を充実させていくことがもはや不可能となってしまうのではないかと大きな危惧を抱いております。

こうした状況を鑑み、公益社団法人全国老人福祉施設協議会は政府に対して養護老人ホーム、軽費老人ホーム及びケアハウスの職員を処遇改善の対象とするよう令和3年12月6日付けで要望書を提出致しました。この結果、先般、政府において養護老人ホーム、軽費老人ホーム及びケアハウスの職員についても必要な処遇改善を図ることが重要であるとの政策判断をいただき、厚生労働省から関係自治体に対して発出された令和3年12月24日付け老高発1224第1号「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」の中で、老人保護措置費に係る支弁額等や軽費老人ホーム・ケアハウスの職員の処遇改善を図るための事務費等の基準について適切に改定いただくよう依頼がなされるとともに、この改定を行った場合に生じる経費については、令和4年度から地方交付税措置を講じることとされた旨が明らかにされました。

もとより、養護老人ホームに係る地方交付税の基準財政需要額の単位費用については過去5年間で15%、軽費老人ホーム・ケアハウスについては約20%も増加しておりますが、北海道においては、単位費用に見合う措置費及び事務費単価の見直しがなされていない状況にあります。

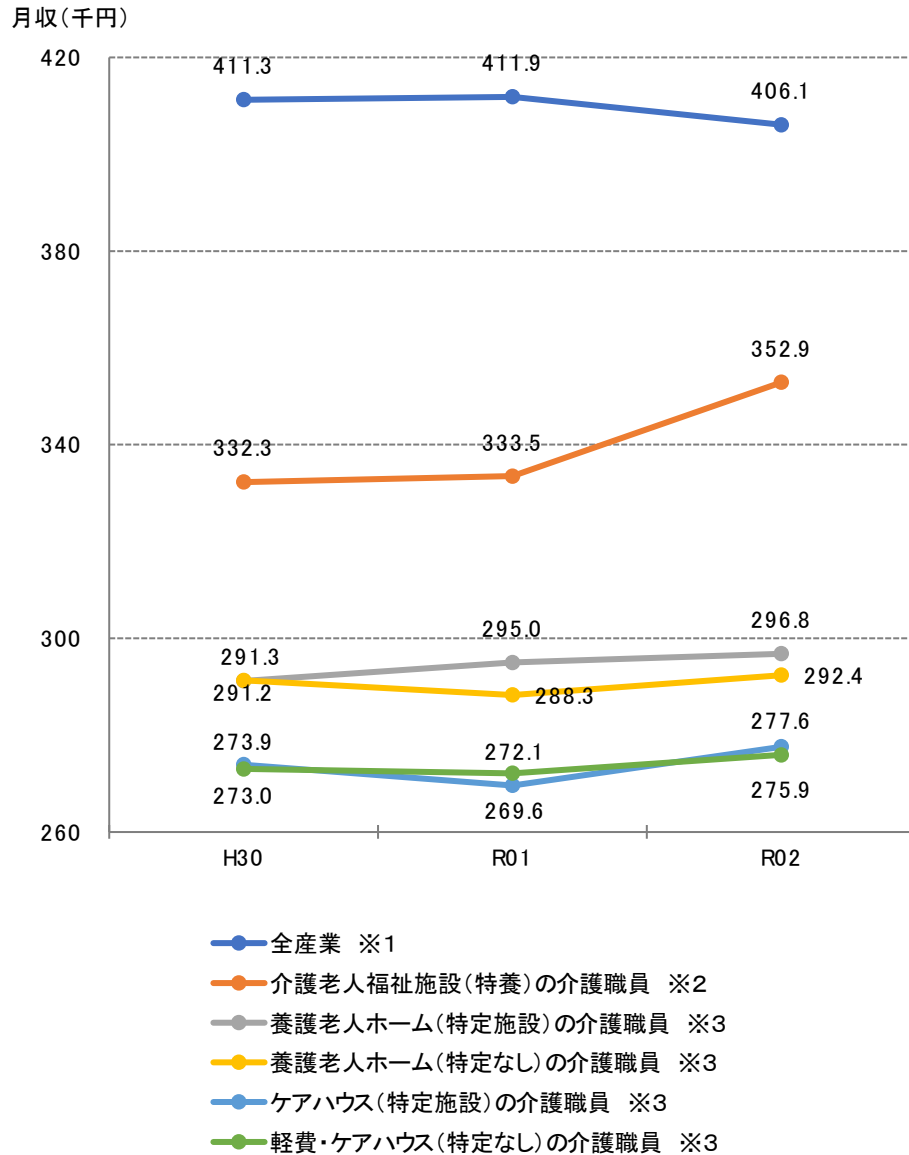
北海道の財政事情が大変厳しい状況であることは承知しておりますが、地域の高齢者福祉の水準を維持発展させるためにも、何卒このような現場の実態をお酌み取りいただき職員給与の改善について特段のご配慮をお願い申し上げます、以下のことを要望致します。

記

- 1 北海道内の養護老人ホームの措置費単価の増額を要望します。
- 2 北海道内の軽費老人ホーム・ケアハウス事務費基準単価の増額を要望します。
- 3 改定時期につきましては財源措置がなされる令和4年4月となる
ところ、介護職員処遇改善支援補助金と同様に令和4年2月からの改定となるようご配慮いただけましたら幸甚です。

以上3点について、何とぞご高配下さいますよう重ねてお願い申し上げます。

養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウス 職員の平均月収の推移



※1 賃金構造基本統計調査、「産業計」の「きまって支給する現金給与額」+「年間賞与その他特別給与額」/12

※2 介護従事者処遇状況等調査、「介護職員の平均給与額等(月給・常勤の者)」の「特定処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)を取得している事業所」、基本給(月額)+手当+一時金(10~3月支給金額の1/6)

※3 全国老施協「収支状況等調査」、「常勤・介護職員の1人あたりの平均年収(賞与、一時金、諸手当含む)」/12

- この養護・軽費等の措置費・事務費等に係る基準財政需要額の算定基礎となる単価（単位費用）は毎年増額されている。

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム・ケアハウス
平成29年度	63,800円	48,300円
平成30年度	65,600円 (+ 2.8%)	50,000円 (+ 3.5%)
令和元年度	66,800円 (+ 4.7%)	51,900円 (+ 7.5%)
令和2年度	69,300円 (+ 8.6%)	55,100円 (+14.1%)
令和3年度	73,400円 (+15.0%)	58,300円 (+20.1%)

(注) %は平成29年度を基準とした増加率

Ⅱ－（１）地方交付税における養護・軽費等に係る単位費用

- 養護・軽費等の運営費である措置費・事務費等は、自治体の一般財源によって賄われている。
- 総務省は、自治体において標準的に必要となる経費（基準財政需要額）から、各自治体の税収額等（基準財政収入額）を引いた差額を、地方交付税として自治体に交付している。

$$\text{地方交付税（普通交付税）} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額（※）}$$

※標準税収収入額から留保財源を控除した額

- この基準財政需要額の中には、自治体が養護・軽費等に対して支出する措置費・事務費等についても、次のような算定式で計算された額が含まれている。

$$\text{養護・軽費等の措置費・事務費等に係る基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{65歳以上人口} \times \text{補正係数（※）}$$

※養護分のみ当年4月1日現在の被措置者数